



# 山形県公報

平成20年6月3日(火)  
第1947号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                     |                      |     |
|---------------------|----------------------|-----|
| 市町村が行う国土調査の指定.....  | (農村計画課) ...          | 801 |
| 土地改良事業施行の適当の決定..... | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 802 |
| 公共測量の終了の通知.....     | (管 理 課) ...          | 同   |
| 道路の区域の変更.....       | (置賜総合支庁西置賜建設総務課) ... | 同   |
| 県証紙売りさばき人の指定.....   | (出 納 局) ...          | 803 |

### 公 告

|                                 |                   |     |
|---------------------------------|-------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....         | (村山総合支庁地域支援課) ... | 同   |
| 指定管理者の募集.....                   | (県民文化課) ...       | 同   |
| 同.....                          | ( 同 ) ...         | 804 |
| 平成20年度狩猟免許試験の実施.....            | (みどり自然課) ...      | 805 |
| 平成20年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施..... | ( 同 ) ...         | 806 |
| 指定管理者の募集.....                   | (長寿社会課) ...       | 同   |
| 同.....                          | (児童家庭課) ...       | 807 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....              | (商業経済交流課) ...     | 808 |
| 家畜人工授精に関する講習会の実施.....           | (エコ農業推進課) ...     | 809 |
| 家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施.....       | ( 同 ) ...         | 同   |
| 県営住宅入居者の一般公募.....               | (置賜総合支庁建築課) ...   | 同   |
| 指定管理者の募集.....                   | (企 業 局) ...       | 812 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第549号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定年月日  
平成20年5月26日
- 2 調査を行う者の名称  
遊佐町
- 3 調査地域  
飽海郡遊佐町杉沢の一部
- 4 調査期間  
平成20年6月6日から平成21年3月31日まで

山形県告示第550号

今野川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成20年5月23日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し(花沢地区)
- (2) 今野川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成20年6月9日から同年7月7日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第551号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

1 公共測量を実施した地域

山形市大字松原地域、上山市金瓶地域

2 公共測量を実施した期間

平成20年2月15日から同年5月12日まで

3 作業の種類

公共測量(3級4級基準点測量)

山形県告示第552号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年6月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 348号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-------------------------|---|------|----------|---------|
| 西置賜郡白鷹町大字滝野字小森向3111番7から |   | 旧    | 34.2メートル | 165メートル |
| 同 字山道3109番37まで          |   |      | 22.8     |         |
| 同                       | 上 | 新    | 35.8メートル | 同上      |
|                         |   |      | 22.8     |         |

## 山形県告示第553号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名             | 所在地               | 売りさばき所の所在地 | 指定年月日      |
|-----------------------|-------------------|------------|------------|
| 学校法人羽黒学園<br>理事長 福原 義幸 | 鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地 | 同 左        | 平成20. 5.26 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年5月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ふるさと公園管理運営サポートセンター
  - (2) 代表者の氏名  
渡邊 宏
  - (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市高田三丁目110番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、最上川ふるさと総合公園の利用者に対して、公園の管理運営事業等に関する支援活動事業を行い、文化芸術活動及びスポーツ活動の推進を通して社会教育の振興に寄与することを目的とする。

山形県郷土館及び県政史緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県郷土館及び県政史緑地
  - (2) 所在地 山形市旅籠町三丁目4番51号
- 2 指定の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。  
なお、サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各構成団体についても、応募資格の要件を満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

- (5) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
  - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
  - (8) 県内に主たる事務所を有すること。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成20年6月3日(火)から同年7月2日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所 山形県文化環境部県民文化課文化振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023-630-2306  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成20年6月27日(金)から同年7月10日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年7月10日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県県民会館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 山形県県民会館
  - (2) 所在地 山形市七日町三丁目1番23号
- 2 指定の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)であること。  
なお、サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各構成団体についても、応募資格の要件を満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
  - (5) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
  - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
  - (8) 県内に事務所を有すること。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成20年6月3日(火)から同年7月2日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所 山形県文化環境部県民文化課文化振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話023 - 630 - 2306

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年6月27日(金)から同年7月10日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年7月10日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 試験の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         |
|---------------|-------------|
| 平成20年8月22日(金) | 庄内総合支庁(本庁舎) |
| 平成20年9月14日(日) | 村山総合支庁(本庁舎) |

#### 2 時 間

午前9時から午後5時まで

#### 3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成20年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において20歳未満の者を除く。

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し)

(イ) 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。)

ハ 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

##### (2) 提出先

文化環境部みどり自然課

##### (3) 提出期間

イ 8月22日に実施する試験を受験する場合 7月28日(月)から8月15日(金)まで

ロ 9月14日に実施する試験を受験する場合 8月18日(月)から9月5日(金)まで

#### 5 その他

詳細については、文化環境部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         | 受 験 者 の 居 住 地                        |
|---------------|-------------|--------------------------------------|
| 平成20年7月8日（火）  | 置賜総合支庁（本庁舎） | 置賜総合支庁管内の市町                          |
| 平成20年7月23日（水） | 最上総合支庁（本庁舎） | 最上総合支庁管内の市町村                         |
| 平成20年8月21日（木） | 庄内総合支庁（本庁舎） | 庄内総合支庁管内の市町                          |
| 平成20年8月7日（木）  | 村山総合支庁（本庁舎） | 主に山形市、寒河江市、河北町、西川町、朝日町及び大江町          |
| 平成20年9月12日（金） | 村山総合支庁（本庁舎） | 主に上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町及び大石田町 |

### 2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成20年9月14日の狩猟免許を所持する者

### 3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては、当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

### 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

山形県介護学習センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県介護学習センター

(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番30号

### 2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 県内に事業所を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）であること（法人格の有無は、問わない。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県

における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年6月24日(火)から同年7月2日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県健康福祉部長寿社会課高齢企画担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-2197

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形県介護学習センター条例(平成12年10月県条例第70号)山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成20年6月3日(火)から同月30日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部長寿社会課のページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県こども館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県こども館
- (2) 所在地 山形市七日町三丁目1番23号

#### 2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に事業所を有する法人又は団体(以下「法人等」という。)であること(法人格の有無は、問わない。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成20年6月23日(月)から同年7月2日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部児童家庭課保育育成担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023-630-2278

#### 5 募集要項等

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県こども館条例(平成4年3月県条例第13号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

(2) 募集要項の配布期間は、平成20年6月3日(火)から同年7月1日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部児童家庭課のページからも入手することができる。

(3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成20年10月3日まで縦覧に供する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ酒田店

酒田市泉町1番2

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

タナシン電機株式会社 東京都世田谷区深沢八丁目19番20号

代表取締役 田中 進作

#### 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称            | 住 所              | 代表者の氏名  |
|----------------|------------------|---------|
| アークランドサカモト株式会社 | 新潟県三条市大字上須頃445番地 | 坂 本 守 蔵 |

(変更後)

| 名 称            | 住 所            | 代表者の氏名  |
|----------------|----------------|---------|
| アークランドサカモト株式会社 | 新潟県三条市上須頃445番地 | 坂 本 勝 司 |

#### 4 変更年月日

(1) 代表者の氏名に係る事項 平成19年5月29日

(2) 住所に係る事項 平成20年1月1日

#### 5 届出年月日

平成20年5月13日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年10月3日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

1 講習会の期間及び場所

- (1) 期 間 平成20年7月7日(月)から同年8月4日(月)まで
- (2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

2 対象となる家畜の種類

牛

3 受講手続

受講願書を平成20年6月17日(火)までに住所地を所管する総合支庁に提出すること。

4 その他

詳細については、農林水産部エコ農業推進課畜産室又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による平成20年度家畜人工授精に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の期間及び場所

- (1) 期 間 平成20年8月5日(火)から同月7日(木)まで
- (2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

2 受験手続

受験願書を平成20年7月18日(金)までに住所地を所管する総合支庁に提出すること。

3 その他

詳細については、農林水産部エコ農業推進課畜産室又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地           | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                  |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要                       |                                    |
|--------------|---------------|------|-----------------------|------|--------------------|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
|              |               | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用積算面積(平方メートル) |      |                    | 収入が123,000円以下<br>の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営中田第一アパート1号 | 米沢市中田町658-3   | 2DK  | 54.7                  | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 17,300              | 21,000                             | 24,900                             | 28,700                             | 33,200                             | 38,100 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 単身可                                |
| 同 6号         | 同             | 同    | 62.1                  | 1    | 同                  | 21,200              | 25,800                             | 30,500                             | 35,200                             | 40,600                             | 46,700 |                          | 同                                  |
| 同 太田町アパート4号  | 米沢市太田町五丁目1-10 | 3DK  | 74.0                  | 1    | 一般用                | 23,900              | 29,000                             | 34,300                             | 39,600                             | 45,700                             | 52,500 |                          |                                    |
| 同 春日アパート1号   | 同 春日五丁目2-43   | 同    | 57.1                  | 1    | 同                  | 15,500              | 18,800                             | 22,300                             | 25,700                             | 29,700                             | 34,100 |                          |                                    |
| 同 中田第二アパート2号 | 同 中田町901-2    | 同    | 55.7                  | 2    | 同                  | 13,700              | 16,600                             | 19,600                             | 22,700                             | 26,200                             | 30,100 |                          |                                    |
| 同 成島アパート1号   | 同 成島町三丁目2-96  | 同    | 58.0                  | 2    | 同                  | 15,300              | 18,600                             | 22,000                             | 25,400                             | 29,400                             | 33,700 |                          |                                    |
| 同 中田第一アパート4号 | 同 中田町658-3    | 同    | 75.4                  | 1    | 同                  | 25,500              | 30,900                             | 36,600                             | 42,200                             | 48,800                             | 56,000 |                          |                                    |
| 同 相生アパート1号   | 同 相生町7-65     | 同    | 69.2                  | 1    | 同                  | 22,400              | 27,200                             | 32,100                             | 37,100                             | 42,900                             | 49,200 |                          |                                    |
| 同 3号         | 同             | 同    | 72.9                  | 2    | 同                  | 23,900              | 29,000                             | 34,300                             | 39,600                             | 45,700                             | 52,500 |                          |                                    |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成20年6月9日から同月13日まで(ただし、郵送の場合は、平成20年6月13日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成20年8月上旬

県営駐車場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年6月3日

山形県企業管理者 遠藤 克二

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県営駐車場
- (2) 所在地 山形市旅籠町三丁目5番10号

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

3 申請に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- (1) 山形県内に主たる事業所(本店)を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 指定管理者に申請した法人又は団体の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。) 支配人及び営業所の代表者を含み、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) 暴力団員等がその事業活動を支配する者、又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用するおそれがある者に該当しないこと。
- (7) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年7月7日(月)から同年7月11日(金)までの午前8時30分から午後5時15分とする。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県企業局総務企画課経営企画班  
 郵便番号 990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
 電話 023 - 630 - 2735 ファクシミリ 023 - 624 - 8737

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県営駐車場管理条例(平成2年3月県条例第15号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成20年6月3日(火)から同年7月11日(金)までの平日の午前8時30分から午後5時15分とし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。また、山形県のホームページの企業局のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に行うこと。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤             | 正            |
|------------|------------|-----|-------|---------------|--------------|
| 平成20. 5.27 | 第1945号     | 780 | 下から13 | (3) その他 この募集に | (3) その他この募集に |
| 同          | 同          | 781 | 27    | (3) その他 この募集に | (3) その他この募集に |